

# 子どもの権利・教育・文化 全国センター

ニュース 第63号 2020年2月26日

子どもの権利・教育・文化 全国センター

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1 全国教育文化会館5F

TEL 03-5211-0133 FAX 03-5211-0134

ホームページ <http://kodomo.p-web.biz/>

メールアドレス [kodomo@kodomo.p-web.biz](mailto:kodomo@kodomo.p-web.biz)



画・岡本正和（元山口県小学校教員）



りをスタンダードに載せろ」と発言。でも学校によっては見直しも始まっている。元気の出る話もある。板橋区では、子ども会議が「公園でボール遊びができるように」と区に陳情して実現させた。

#### ○ 競争社会から子どものからだところをまもる

野井慎吾さん（日本体育大学）

今、多くの子どもは脳の前頭葉機能が十分育っておらず、「不活発型」と「抑制型」がある。何かに集中する時は脳を興奮させ、気持をおさえる時は抑制機能が必要。これが「不活発」だと集中を持続できず、そわそわ。「抑制型」は気持をうまく表現できない。そして問題を起こす子どもは「おとなしくていい子」を演じている。

もうひとつの問題は、自律神経機能の育ちにくさ。

あれこれの刺激やストレスが多い社会で、子どもは常に「臨戦状態」、「警戒的過覚醒状態」にいる。

睡眠導入ホルモンといわれるメラトニンの分泌をうながし、夜しっかり眠るためには「光・暗闇・外遊び」を。脳を育てるには「ワクワク・ドキドキ」の体験を。

#### ○ 暴力から子どもをまもる

～癒す心、治る力を信じて待つ、関わる

横湯園子さん（元中央大学）

事例をいくつか紹介。

不登校、長引く引きこもりの原因・背景にはいじめ・暴力があることが多いが、教師による体罰や心ない一言の「心理的体罰」もある。心の安心、命の安全な環境のもとで、「行きつ、戻りつしながら」成長、発達していく子ども。教師もそれを望んでいるはずで心が痛む。

ケース・状況にもよるが、治療的関わりが大事であり、関係領域の連絡・協同が求められる。

#### ○ 公教育への侵蝕をすすめる教育・IT 産業

児玉洋介さん（東京総合教育センター）

高校生たちの声が「英語4技能」の民間検定導入などの大学入試制度「改革」をストップさせた。学校での学習の成果をはかる「学力判定」とは異質の、他人との比較評価を入試に持ち込むことの問題点が浮き彫りに。

経済産業省等が主導し、教育産業の公教育への介入・侵蝕が激しくなっている。安倍内閣の国家プロジェクト「Society5.0」「EdTech」「未来の教室」が進行。子どもに関するあらゆるデータをAIが解析し一人ひとりに「公正に個別最適化された学び」を実現するとして、学校（教室）もいらぬ、先生もいらぬ多様な学習のシステムが構想されている。企業社会が期待する人材育成に一人

ひとりが「最適化」されていくことになりかねない。

#### ○ 市民的自立の学校と教師・保護者

折出健二さん（愛知教育大学名誉教授）

市場原理優先の社会で、競争と自己責任が問われ、人々が「アトム化」し「他者が見えない」生活、他者を見ないで自己の評価だけに陥りやすい。教師も、子どもとの間に、人間の値打ちに対する「感動的理解」や人間関係が薄れている。

子どもは人権・権利の主体者のニーズを持つことを認め、対話の契機をつかみ、少しでも現状を変える可能性は何かを見る「共見」の関係性を。子どもも教師も保護者も「共見」関係性を持ち信頼を築くことが大事。

#### 第Ⅳ部 第4・5回最終所見実施をめぐる論点

#### ○ J-UK プロジェクト 障害を持つ子どもと青年自身による調査活動 小泉広子さん（桜美林大学）

イギリスと日本の青年調査員・研究者・学生が共同で、障害を持つ子どもにインタビュー。「教育」「余暇」「移動と旅」「仕事」を子どもが選び意見表明。「子どもの話を聞いてくれる大人が必要」「社会にあわせる教育をしている」「仕事をするにも、交通手段にもバリアが多い。雇用主も障害の知識がない」などの分析・まとめがされた。インタビューすることで青年調査員も成長していく。

#### ○ 家庭に関わる「最終所見」実現の課題

望月 彰さん（名古屋経済大学）

家庭環境を奪われた子どもの養護に関する国連勧告を日本の実態にあわせてどう読み、具体化するか。政府は、非正規・低賃金・長時間労働など親の生活実態と子育ての問題を考えるべき。「里親」への支援・研修も必要。

「一時保護」について施設設備の最低基準がなく、職員配置も極めて少ない。世間からのバッシングもあり職員はバーンアウトしてしまう。子どもの権利と援助者の権利の統一的保障を求めたい。学校教育と同じで、行政は子育ての内容に介入してはならないが、経済支援等はやるべきである。

#### 第Ⅴ部 まとめ 世取山洋介さん（事務局長）

大変充実した集会になった。先の提案事項を具体的にやりぬいていこう。個別テーマとしては、教育制度、子どもの保護、家族の問題などにとりくんでいく。また、広報の観点で、やさしい解説本の出版や、かつて作成した子ども向けの本『キミの味方だ 子どもの権利条約』をリライトするなど、すすめていきたい。

# 「先生たちに子どもと向き合うゆとりを！」

## 東京都内で市民が懇談会、宣伝

教職員の長時間過密労働の解消を求めて市民と教職員が一緒に考える会や、公立学校への「1年単位の变形労働時間制」導入に反対する宣伝行動が行われています。

### 葛飾区・「教員の働き方と教育を考える交流会 Part2」

昨年11月20日、教組と退教、区労連、新婦人などで共催し、前回を上回る52名が参加しました。最初に、小学校の教職員が、「チャレンジ検定」の全員合格をめざして休み時間や放課後まで勉強させたり、体力の検定のために体育の時間や外遊びの時間まで再テストをしている実態を報告しました。その後、グループに分かれて意見交換。保護者・区民から、「子どもにとって大きな負担。先生はますます余裕がなくなりそう」「学力が高いか低いか、全員合格できたかどうかで、個人も学校全体も評価されていく傾向が心配」などの意見が出されました。

交流会の後、寄せられた声を紹介しします。「教員が時間内で終わらせることができ、子育て中でも介護中でも、自分の基本的な生活が確保できるように。また、プライベートを充実させることで、仕事にもよい影響を与えるのが本来の姿だと思います。……働きやすい職場にすることで、子どもたちにとっても、『先生に笑顔が見られる』『自分たちのことをしっかり見てもらえる』。そんな学校現場ができるのではないのでしょうか」。



(都教組葛飾支部「火曜通信」より)

### 「先生の働き方で子どもたちは？」

青梅子育て教育懇談会・2019年第4回定例会

2月1日の定例会は、「『先生あのね…』と話しかけても、『ちょっと待って、あとでね』と、先生は忙しそうに行ってしまう。『1年単位の变形労働時間制』が導入されると、子どもや学校はどうなってしまうの？」という保護者の疑問で始まりました。参加者の声を紹介しします。

●学校の忙しさは、先生本来の仕事で忙しいのか。それとも余計なことをやらされて忙しいのか。この忙しさの

中で、一番苦しんでいるのは子どもではないのか。

●小学校の子を持つ親です。初めて参加しました。モニター・ペアレンツという言葉がありますが、チクチク言わずに、先生と話して励ませばいいと思います。以前、息子の担当の若い幼稚園の先生が行き詰って悩んでいたのを知り、私はその先生に「息子は先生のことを信頼しています。がんばってください。」と話したら元気になって、今ではその幼稚園で活躍しています。

●PTAの会長をしています。先日封筒に学校評価アンケートが届きました。なぜ、こんなに多忙の中、こんなことをやらせているのか。私は、これが無駄な時間だと思えます。保護者は子どものことをしっかり見てほしいのです。先生が暇だと思っている保護者もいるので、先生の忙しさをどう伝えればいいのか考えています。

●PTAの会合で8時9時に終わって役員が帰る頃、先生方がまだたくさん残って仕事をしているのを見かけます。社会では当たり前の残業代、先生にも出すべきです。人員も増やすべきです。

この他にもたくさん意見がでました。地域や保護者の方々がこのように先生たちを応援しようとしています。「昔は宿題忘れると、子どもが怒られたよね。今の学校は、宿題忘れると親が怒られているみたい」という冗談のような話の中に、「点数でしめつけないでほしい」という本音があるのかもしれない。こうした話し合いを大切にしながら、制度を学校現場に入れないとりくみを広げていけたらいいなと思いました。

(青梅子育て教育懇談会・春山博さん)



子どもと教育を守る三多摩の会  
宣伝行動 (2019年12月21日)

少年に立ち直りの機会とていねいな支援を

## 少年法の適用年齢引き下げに反対！ 国会提出見送りへ

伊藤由紀夫さん（NPO 非行克服支援センター相談員、元家裁調査官）

2022年4月の「成年年齢18歳」に合わせる必要があるとして、法制審議会少年法・刑事法部会において、少年法適用年齢を20歳未満から18歳未満に引下げる議論が3年近く迷走を重ねてきた。

そして2019年12月以降、少し変化がある。

出発点は、18歳成人になる以上、適用年齢を18歳未満に引下げるのは当然、18歳以上は刑事裁判にすればいいという一見わかりやすい発想である。その裏には、「20歳未満は少年法で保護され、甘やかされ過ぎている。匿名性を剥奪し、厳罰化こそ必要」といったネトウヨ的な感情論がある。加えて、一方的な（実情について説明を尽くさない）世論調査でも、同様の声が強くとされやすい。その結果、18・19歳については刑事裁判として全件検察官先議とすることが原則とされた。

しかし、問題はそう簡単ではない。過去30年以上、少年人口の減少割合以上に、20歳未満の少年非行総数は減少を続け、殺人・強盗致死といった凶悪事件も減少の一途を続けている。世界的に見ても、日本は若年成人による犯罪件数が少ない。これは、現在の少年司法が有効に機能してきた証左である。現行少年司法の適用範囲を縮小し、安直に適用年齢を引下げると18歳以上の若年成人による犯罪件数が増加する危険性は高い。

この危険性を回避すべく、部会では「新たな処分」なる「改正」案を検討してきた。18・19歳が起訴猶予となった場合、「改めて」家庭裁判所の調査・審判を受けさせるという制度案である。

しかし、この案には重大な問題点がある。

一つは、なぜ18・19歳だけが「改めて」家庭裁判所の調査・審判を受けなければならないのか、その法的根拠は何かという問題である。二つは18・19歳で起訴されても、懲役刑となるのは約5%であり、約30%が罰金刑（略式起訴を含む）、大半は執行猶予で終結してしまう。現在の11%程度が少年院に収容され、多くが保護観察処分となり、保護観察にならなかったとしても、家庭裁

判所の調査・審判の中で、試験観察・補導委託、被害者の視点を学ぶ講習や社会奉仕活動等の教育的措置を受けるといった手厚い処遇がなされないことである。

部会では日弁連委員だけが一貫して引下げ反対を主張し、それを後押しする形で、2018年秋以降、主婦連や市民NPO等の民間団体、全教、全司法や全法務省等の労組が懇談会を重ねつつ、院内集会を開催し、引下げ反対声明を上げてきた。2019年9月には元家裁調査官有志297名が、同年10月には元少年院長有志87名が反対声明を上げた。他にも、日本精神神経学会等の学術団体から、思春期精神治療の実態から、少年司法的な保護的措置は25歳程度まで引き上げる事が相当という意見まで出された。2019年夏以降、各種メディアも引下げの問題点を的確に報道するようになってきている。

部会の議論が膠着化した中、2019年12月、法務省は「別案A・B案」なるものを提示した。「別案A案」は、先の全件検察官先議を諦め、18・19歳の「一部の事件」を検察官先議とし、残りは現行と同じく家庭裁判所先議とするものであり、「別案B案」は、現行と同じく全件家庭裁判所先議とするが、「一部の事件」について「原則検察官送致（＝刑事裁判）」とするというものである。いずれも「一部の事件」の線引きが問題となる。法務省としては法案提出に至るため、この両案を提示し、法制審議会委員に選択を迫る形で議論収束を図っているとしか考えられない。

この「A案」「B案」にも問題点は多い。いずれも手続だけを論じたもので、18・19歳の「立ち直りに何が必要か」といった現実課題を検討していない。経済格差や教育格差が広がる現在、青少年の「教育機会をどう保障するか」といった観点に欠けている。現状、2020年1月以降の報道にあるとおり法案提出は延期されつつある。しかし、適用年齢引き下げが撤回されたわけではない。子ども・青少年の諸問題への取組みの一環として、引下げ反対を粘り強く継続する必要がある。



# 全国学力調査を抽出式に！

## 「意見書」採択を求める運動を広げよう

鈴木大裕さん（教育研究者・高知県土佐町議会議員）

昨年12月10日、私が属する高知県土佐町議会で、下記のような「全国学力調査に関する意見書」が採択されました。この意見書は、子どもたちにとってあまりにも競争的な教育環境を是正するよう国連子どもの権利委員会が日本政府に勧告したこと、教職員の長時間労働の解消が喫緊の課題となっていること、毎年50億円を超える税金が使われていることなどを指摘して、文部科学大臣と財務大臣に充てて現行の悉皆式の学テを抽出式にすることを求めたものです。

この意見書は、昨年夏の土佐町の「教育合宿」で参加者に検討していただき、埼玉大の高橋哲准教授や「全国の教育条件を調べる会」の山崎洋介さん（奈良）、菅俊治弁護士（東京）と僕の4人で完成させたものです。

「なぜ『廃止』でないのか？」と思われるかもしれませんが、いきなり「廃止」では反対意見が多いかもしれないし、否決されてしまったら意味がありません。抽出式にするだけでも、今、起きている問題の多くが解決す

ると考えました。町議会では6人の議員が質問に立って活発な議論が行われ、7対2の賛成多数で可決されました。このような意見書が地方議会で採択されたのは初めてのことだそうで、新聞やテレビでも報道され、SNSでも広く拡散されました。今、僕らはフェイスブックのグループ「全国学力調査を抽出式に！」を立ち上げて全国のみなさんが、各地でこの意見書採択の運動を広げてくださるよう呼びかけています。賛同者は、36都道府県・812人に広がっています。（2月17日現在）

今年は、例年の悉皆調査（4月16日）に加えて、3年に一度の抽出調査（5月11日～6月30日、小学校510校程度、中学校570校程度）が行われます。ぜひ、読者のみなさまの地元でも、とりくみを広げてください。



フェイスブックへは  
こちらから

### 全国学力調査に関する意見書

文部科学省は2007年より、全国の小学校6年生、中学校3年生を対象に、全国学力調査を行ってきました。全員参加方式（悉皆式）で実施され、学校別の成績を開示する地方自治体が次々と現れたため、今日では都道府県や政令指定都市などの地方自治体の間だけでなく学校間の点数競争を引き起こしています。全国学力調査の対策として、都道府県、さらには市レベルでも模擬試験を導入する自治体が激増し、平成30年度は、全体の約70%の都道府県が独自の学力調査を実施し、さらには85%の政令指定都市までもが独自のテストを行っており、子どもたちはテスト漬けの状態です。

このような状況を受け、国連子どもの権利委員会は2019年2月、子どもにとってあまりにも競争的な日本の教育環境を改善するよう、日本政府に勧告しています。不登校や子どもの自殺が社会問題であるいま、国に求められているのは、早急に子どものストレス要因を取り除く努力なのではないでしょうか。

教員に関しても、ただでさえ過労死ラインを超える過重労働が問題視されている中で、教員はテストの分析と対策に追われ、疲弊しています。2018年に実施された、経済協力開発機構（OECD）による国際教員指導環境調査（TALIS）でも、教員の週平均労働時間は、加盟国平均の38.3時間に対し、日本は56時間と最長でした。

また、教員不足が社会問題となり、全ての教室、教科に教員を確保することさえできていない状況があります。一方で、毎年50億円を超える税金を大企業が実施する全国学力調査に費やし、各自治体でも数億円を超える予算が自治体テストに費やされていることには、矛盾を感じずにいられません。

もし、全国学力調査の目的が「調査」であるならば、サンプル調査で十分です。子どもや教員への深刻な影響を懸念し、全国学力調査を、悉皆式から抽出式の調査に改めることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年12月10日

高知県土佐町議会

文部科学大臣 萩生田 光一 様  
財務大臣 麻生 太郎 様

## 子どもの危機、私たちに何ができるか 子どものいのち、からだ、あそび、文化を守るために

第65回子どもを守る文化会議が12月1日(日)、東京労働会館ラパスホールで開かれ、約70名が参加しました。集会は、「子どもの権利条約31条の会」と「子どもと文化のNPO Art.31」が共催しました。

記念講演として「権利条約31条って、なあに？」をテーマに、増山均さん(早稲田大学名誉教授、31条の会)と大屋寿朗さん(出版・舞台芸術プロデューサー、Art.31)が発言。増山さんは、「31条は子どもの基本権としての《文化権》であり、休息・余暇権、遊び・レクリエーション権、文化的生活・芸術への参加権を含む。休息・余暇の権利とは『何もしないことをする時間』だ」と述べました。大屋さんは、「Art.31とは条約第31条= Article 31と芸術= Artをかけた言葉。31条の理念をまん中において出版や舞台芸術の制作などにより、子どもの好奇心や想像力を育むとりくみをしている」と話しました。

特別発言として、中村桃子さん(あそびのまち社)がドイツで開かれている「こどものまちミニ・ミュンヘン」(子どもだけが市民の仮想都市)を紹介。役場や警察、裁判所、商店、職安、学校など都市の機能を持ち、選挙で市長や大臣を選び、子どもたちが暮らし活動する催し。これをもとに地元の千葉県佐倉市で2002年に「子どもがつくるまち・ミニさくら」をスタート。必要なところでは大人が支えますが、子どもの発想のすばらしさや問題解決能力のすごさに感動。全国で200か所くらいに広がっているそうです。

参加者からは、「学校は先生も子どももがんじがらめ、こういうところを体験できれば」「不登校だった子どもが沖縄で暮らし、思い切り遊ぶ中でよみがえった」などの発言がありました。

### 憲法を生かし、平和な社会を子どもたちと

## 憲法と子育て・教育を考えるつどい

2019 / 12 / 21

京都教育文化センター

教育子育て九条の会第12回全国交流集会在12月21日(土)、京都教育文化センターで開催され、約360人が参加しました。今回は京都教育センターの第50回研究会と共催で行われました。

リレートークには、さまざまな立場から、憲法と子育て・教育に関わるとりくみが多彩に報告されました。

「安倍改憲NO!九条守れ」の3000万署名を高校・大学門前で行い、青年と対話を続けている市民、広島の被爆の事実を学び、「世界の子どもの平和像」作成にとりくむ小学生、青少年キャンプで日中韓の青年と交流している高校生、高い学費とブラックな働き方を変えようと全世代が当事者として活動しているグループ、青年教職員の平和研修、保育九条の会のとりのくみなどが語られました。埼玉県から、公民館報に掲載を拒否された「九条俳句」の裁判で勝訴したとりくみも報告されました。

香山リカさん(精神科医、教育子育て九条の会呼びかけ人)が「子どもたちの生きづらさはどこから」と題して講演し、SNSの世界で希薄なつながりに身をゆだねる子どもたちや、「生まれてこなければよかった」と自らの生を否定し、「死にたい」とつぶやく子どもたちの姿を語りました。

「希望は憲法」と題したシンポジウムでは、コーディネーターの佐藤学さん(教育子育て九条の会事務局長)が政府の教育政策をきびしく批判し、子どもの尊厳と学ぶ権利を保障しようと訴えました。中学生の母親が子どもの意見を聞くことの大切さ、ベテランの小学校教員が子どもに寄り添う教育について報告。弁護士の福山和人さんは、教員の変形労働時間制は何ら長時間労働を解決するものではなく、何よりも教員を増やすことが大切であると強調し、政治を変えたいと力強く発言しました。

語ろう、子どもと教育

## 参加と共同の学校づくり・教育課程づくり交流集会

日時：2月29日（土）11：00～ 3月1日（日）12：30

会場：全国教育文化会館 7階大会議室

主催：全教 / 教組共闘連絡会 / 子ども全国センター / 民主教育研究所



29日（土）11：00～16：30 全体集会

シンポジウム

「子どもの実態から出発した多様で多彩な教育課程づくりを」

～子どもたちにどんな力をつけるか～

コーディネーター 馬場久志さん（埼玉大学）

講演

「今次改訂の下での『学習指導要領体制』の変容と

『教育課程の再定位』

植田健男さん（花園大学）

1日（日）9：30～12：30 課題別フォーラム

A. 子どもたちにつけたい力とは？

教育課程づくりをすすめよう

B. 「高大接続改革」から高校教育とは何か  
を考える

C. 「学校スタンダード」を乗り越える

参加無料

## 2020年度 子ども全国センター総会

○ 6月27日（土）13：30～16：30

○ 全国教育文化会館 5B 会議室

講演「声をあげよう！子どもの権利と公教育を守るために

～『学テは抽出に』の意見書採択を広げよう」

鈴木大祐さん（教育研究者、高知県土佐町議会議員）

子どもの権利条約 30 周年、日本批准  
25 周年をふまえ、各地域や団体など  
での活動を交流しましょう。

ポケット版

## 「子どもの権利ノート」

改訂版発行！

ご利用いただいておりますポケット版「子どもの権利ノート」を2月末日に改訂・発行いたします。

昨年3月、国連子どもの権利委員会が日本政府に送付した第4・5回「最終所見」（勧告）を収録しました。従来通り、これまでの国連勧告（初回～第3回）、憲法、教育基本法（1947年施行および2006年施行の比較対照表）、児童権利宣言などのほか、児童福祉法の一部改正（2016年および2020年）の抜粋も掲載しています。

引き続きぜひ、ご利用ください！



1部 300円（送料別）

50部以上 250円、100部以上 200円